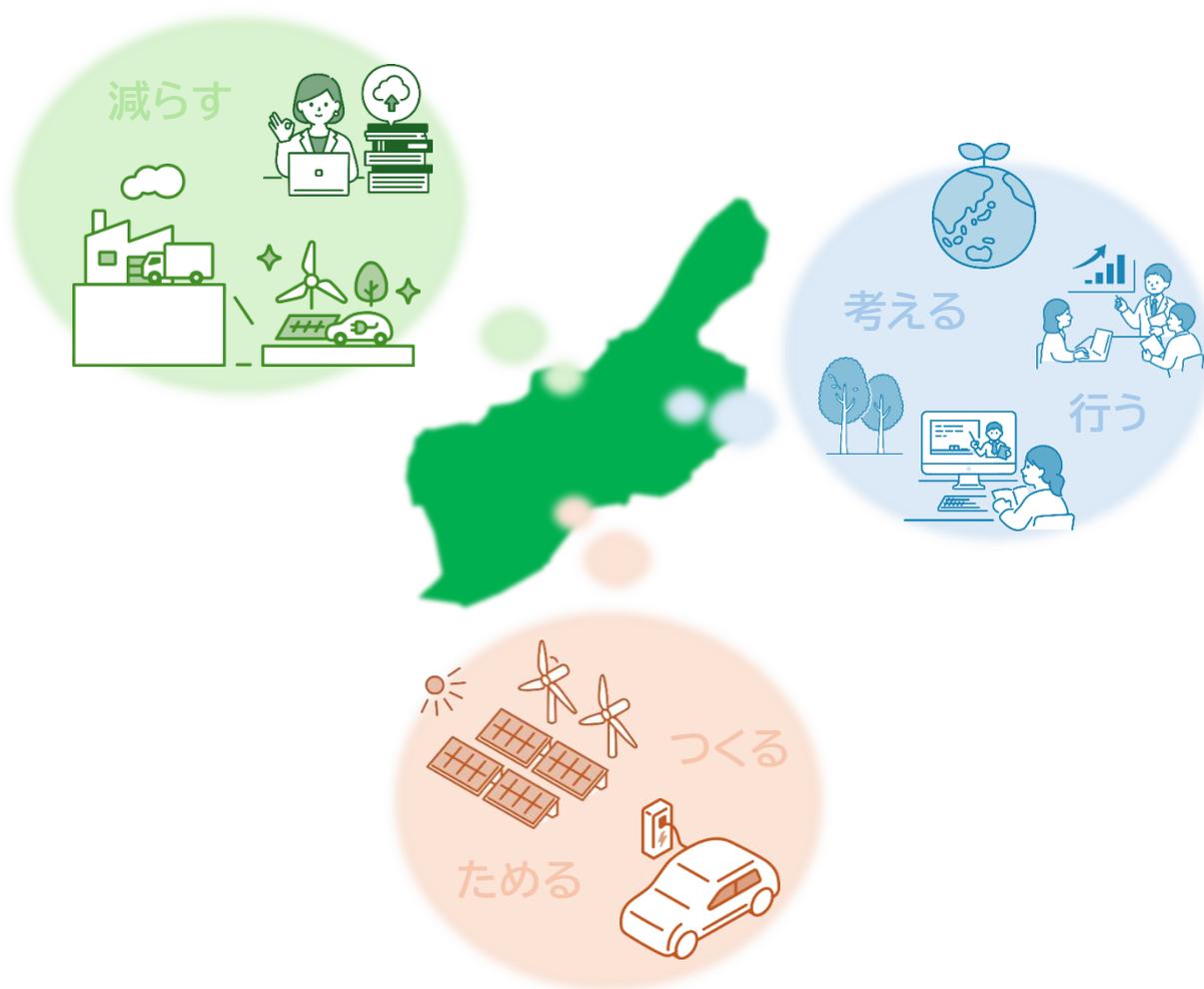


第3次 清瀬市地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)



令和8（2026）年3月
清瀬市

目次

第1章 計画策定の背景	1
1 地球温暖化対策をめぐる動向.....	1
第2章 計画の基本的事項	3
1 実行計画の基本的事項.....	3
第3章 事務・事業に係る温室効果ガス削減に向けた取組状況	6
1 これまでの事務・事業による温室効果ガス排出量.....	6
2 これまで実施した主な取組	9
3 清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)に係る取組の実施状況.....	13
第4章 温室効果ガス排出量削減目標	14
1 本計画における削減目標	14
第5章 目標達成に向けた具体的な取組	15
1 基本方針及び取組.....	15
2 具体的な取組.....	16
第6章 計画の推進	24
1 本計画の推進体制.....	24
2 本計画の進行管理	25
資料編	27
1 実行計画の対象施設	27
2 排出量の算定因子	30
3 アンケート調査結果	33
4 用語集	39

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化対策をめぐる動向

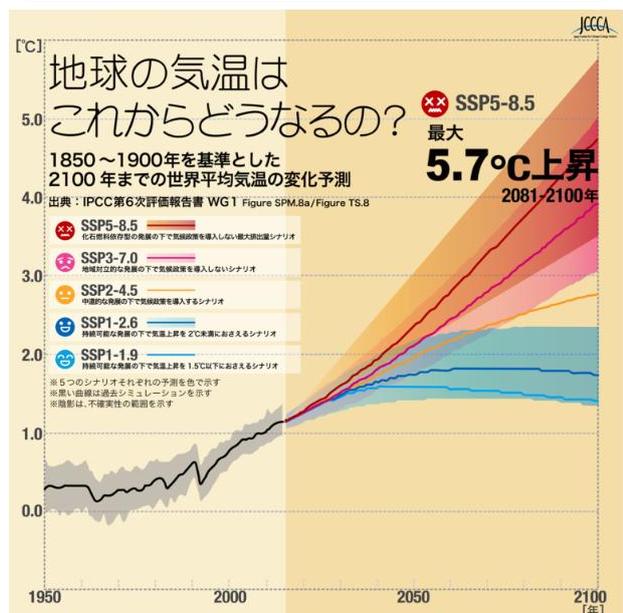
(1) 気候変動の影響

地球温暖化による世界規模での気候変動は、人間の生活や自然の生態系に様々な影響を与える重要な環境問題であり、既に世界的な平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

令和3（2021）年8月公表の「IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書」では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まると予測されています。

2100年までの世界平均気温の変化予測



気候変動の影響・リスク



出典：IPCC 第6次評価報告書

(2) 国際的な動向

平成27（2015）年には、気候変動枠組条約に加盟する196か国全てが参加する枠組みとしてパリ協定が採択され、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保つとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」が世界共通の長期目標として掲げられました。

また、平成30（2018）年公表のIPCC「1.5°C特別報告書」では、世界全体の平均気温の上昇を、2°Cを十分下回り、1.5°Cの水準に抑えるためには、CO₂排出量を令和32（2050）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。これを受けて、世界各国で、令和32（2050）年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 国内の動向

日本では令和2(2020)年に、令和32(2050)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指すことを宣言し、令和3(2021)年には、令和12(2030)年度の温室効果ガスの削減目標を平成25(2013)年度比46%削減すること、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく旨が公表されました。

さらに、令和7(2025)年2月18日に、世界全体での1.5°C目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、令和17(2035)年度、令和22(2040)年度において、温室効果ガスを平成25(2013)年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す、新たな「日本のNDC(国が決定する貢献)」を、国連気候変動枠組条約事務局へ提出しました。

各国の温室効果ガス削減目標

国名	削減目標	今世紀中頃に向けた目標 ネットゼロ ⁽¹⁾ を目指す年など (※国連NDCを参照してください。2023年9月現在)
 中国	2030年までに GDP当たりのCO ₂ 排出量を 65% 以上削減 (2005年比) <small>※CO₂排出量のピークを 2030年より前を目標とする</small>	2060年までに CO ₂ 排出を 実質ゼロにする
 EU	2030年までに 温室効果ガスの排出量を 55% 以上削減 (1990年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 インド	2030年までに GDP当たりのCO ₂ 排出量を 45% 削減 (2005年比)	2070年までに 排出量を 実質ゼロにする
 日本	2035年度において 60% 削減 (2013年比) 2040年度において 73% 削減 (2013年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする
 ロシア	2030年までに 30% 削減 (1990年比)	2060年までに 実質ゼロにする
 アメリカ	2035年までに 温室効果ガスの排出量を 61-66% 削減 (2005年比)	2050年までに 温室効果ガス排出を 実質ゼロにする

出典：全国地球温暖化防止活動推進センター

(4) 清瀬市の取組

清瀬市(以下「本市」という。)では、平成29(2017)年に策定した「清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」に基づき、公共施設への太陽光発電システムの設置や低公害車の導入、公共施設のLED化等を推進し、地球温暖化対策に取り組んできました。

また、世界や国の情勢を踏まえ、健やかに生活を営むことができる環境を保ち、未来へと引き継いでいくために、脱炭素社会の実現に向けて市、市民、事業者が協働しながら温室効果ガスの排出を削減し、令和32(2050)年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」の実現を目指していくことを令和4(2022)年6月7日に宣言しました。

これに伴い、市、市民、事業者が一体となって「ゼロカーボンシティ」の実現を目指すことを目的に、本市全域を対象とした「清瀬市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を、令和5(2023)年度に新たに策定しました。

以上を踏まえ、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた更なる取組を推進していくために第3次清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(以下「本計画」という。)を策定しました。

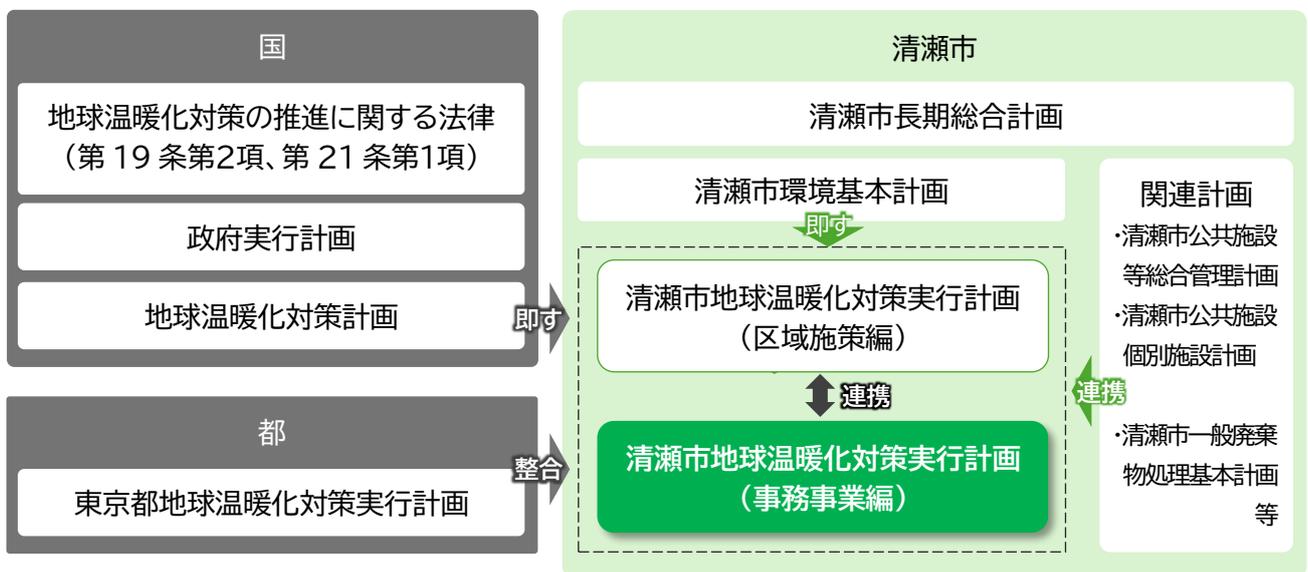
第2章 計画の基本的事項

1 実行計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「地球温暖化対策推進法」という。）第21条に基づき策定する計画です。

また、本計画は「清瀬市長期総合計画」と「清瀬市環境基本計画」を上位計画とし、公共施設における再エネ・省エネ設備導入等、市が自らの事務及び事業から発生する温室効果ガス排出量の削減を担う率先的な計画として位置づけられます。



(2) 計画の目的

本計画は、以下に示す3つの視点を踏まえて、着実に温室効果ガス排出量の削減に取り組んでいくことを目的とします。

視点①

「地球温暖化対策推進法」
の遵守

視点②

市の事務事業における
省エネルギー化を主体とした
地球温暖化対策の推進

視点③

市民・事業者への普及啓発を
目的とした行政の率先行動

(3) 計画の期間

本計画は、基準年度を平成 25（2013）年度とします。

また、本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

なお、関連計画を含めた計画期間は以下の表のとおりです。

基準年度 平成 25(2013)年度

計画期間 令和8(2026)年度～令和 12(2030)年度(5年間)

～R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18～ 2036
第2次 清瀬市環境 基本計画	第3次清瀬市環境基本計画										次期 清瀬市環境 基本計画
第2次 清瀬市環境 基本計画 実行計画	第3次清瀬市環境基本計画 実行計画(前期)				第3次清瀬市環境基本計画 実行計画(後期)				次期 清瀬市環境 基本計画 実行計画		
清瀬市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)						次期清瀬市地球温暖化対策 実行計画(区域施策編)					次々期 清瀬市地球温暖 化対策実行計画 (区域施策編)
第2次 清瀬市地球温暖 化対策実行計画 (事務事業編)	第3次清瀬市地球温暖化対策 実行計画(事務事業編)				次期清瀬市地球温暖化対策 実行計画(事務事業編)				次々期 清瀬市地球温暖 化対策実行計画 (事務事業編)		

(4) 計画の対象範囲

本計画の策定に係る調査の対象は、指定管理者制度導入施設を含む全ての公共施設や車両等、市が行う全ての事務事業を対象とします。

また、地球温暖化対策推進法により削減の対象として規定される 7 種類の温室効果ガスのうち、市の事務事業により排出される以下の 4 種類の温室効果ガスを対象とします。

対象範囲 清瀬市の全事務事業（指定管理者制度導入施設を含む）

**対象とする
温室効果ガス**

- 二酸化炭素（CO₂）
- メタン（CH₄）
- 一酸化二窒素（N₂O）
- ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）

(5) 温室効果ガス排出量の基本的な考え方

温室効果ガス排出量は、エネルギー使用量や自動車走行距離等の「活動量」に「排出係数」及び「地球温暖化係数」を乗じることで算定します。

基本式

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

● 活動量

温室効果ガス排出の要因となる活動の量を示すもので、電気使用量、燃料使用量、公用車走行距離等が該当します。

● 排出係数

活動量から各温室効果ガス排出量に換算するための係数であり、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条に規定された係数、または国の公表する電気事業者別排出係数を用います。

● 地球温暖化係数

ガス種ごとの排出量を CO₂ 相当量に換算するための係数であり、CO₂ 相当量の総和を温室効果ガス排出量として評価します。

※各係数については資料編を参照

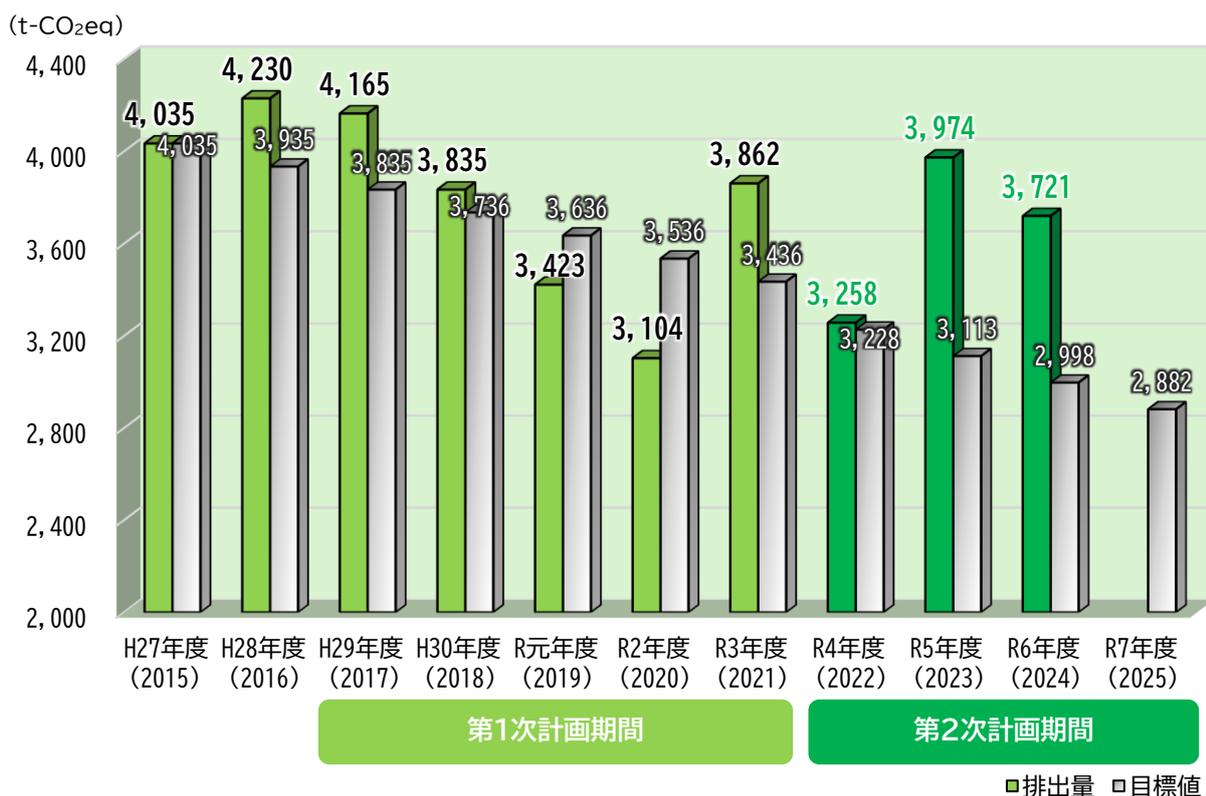
第3章 事務・事業に係る温室効果ガス削減に向けた取組状況

1 これまでの事務・事業による温室効果ガス排出量

(1) 第2次実行計画の目標値と排出量

第2次実行計画では、平成27(2015)年度の排出量4,035t-CO₂eqを基準とし、計画最終年度である令和7(2025)年度の目標値を基準年度から28.6%削減した値である2,882t-CO₂eqに設定していました。

計画期間中の排出量の推移は、コロナ禍の影響が落ちついて各施設が通常稼働に戻ったことや市役所新庁舎が供用開始されたことで令和3(2021)年度は排出量が大きく増加しましたが、令和4(2022)年度は省エネの徹底や公共施設のLED化等による電力消費量の減少と併せて電気の調達先が大規模の事業者から中小規模の事業者へと移行したことにより、目標に近い排出量となりました。しかし、令和5(2023)年度以降は、電気事業者の変更に伴う排出係数の変動により、排出量が目標値を大きく上回る結果となっています。

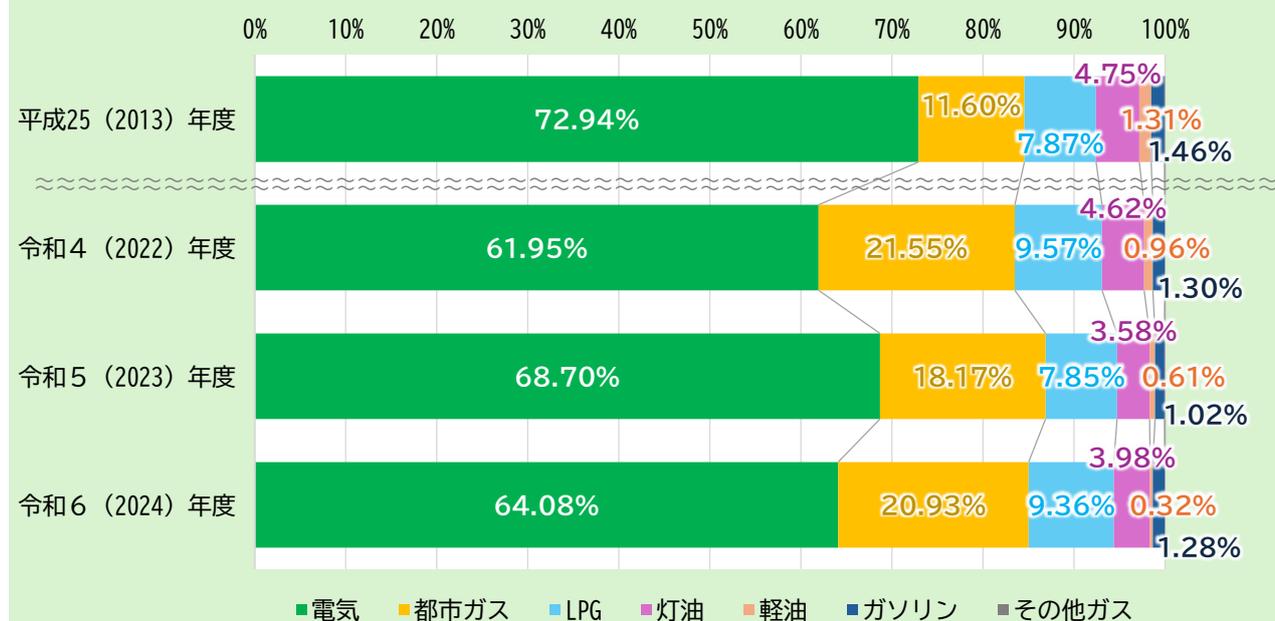


(2) 第2次計画期間における温室効果ガス排出量・エネルギー使用量の状況

基準年度である平成25(2013)年度と第2次計画期間の各年度における温室効果ガス排出量の状況をみると、温室効果ガスの種類別ではCO₂排出量がほとんどを占めており、その要因別では排出量の大部分は施設における「電気」と「都市ガス」の燃料の使用に起因しています。

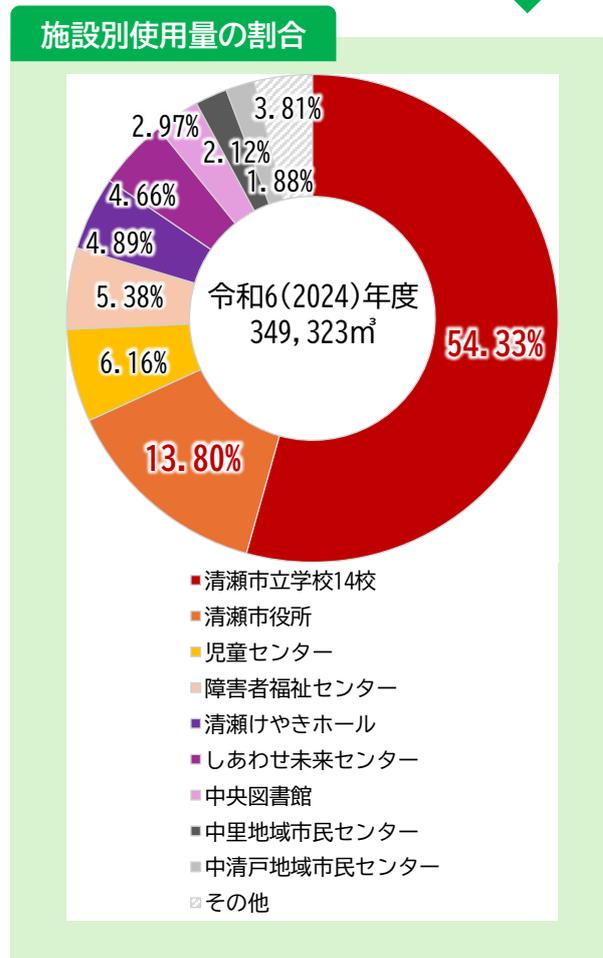
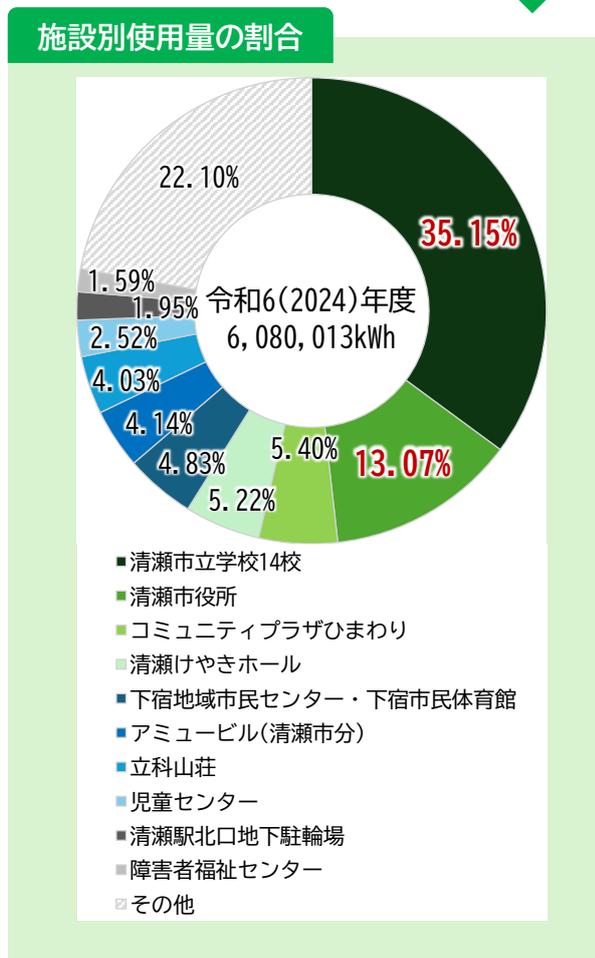
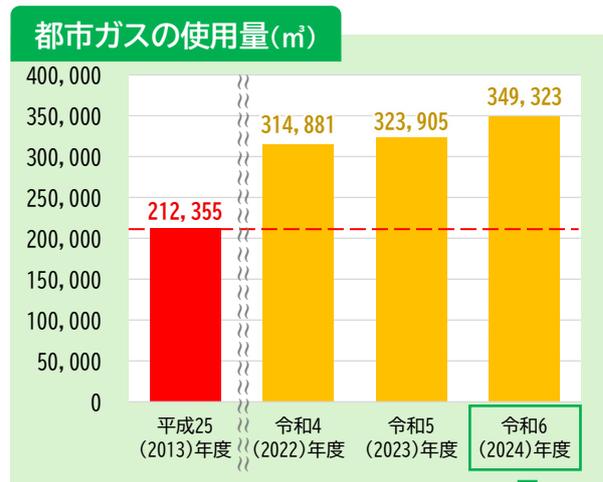
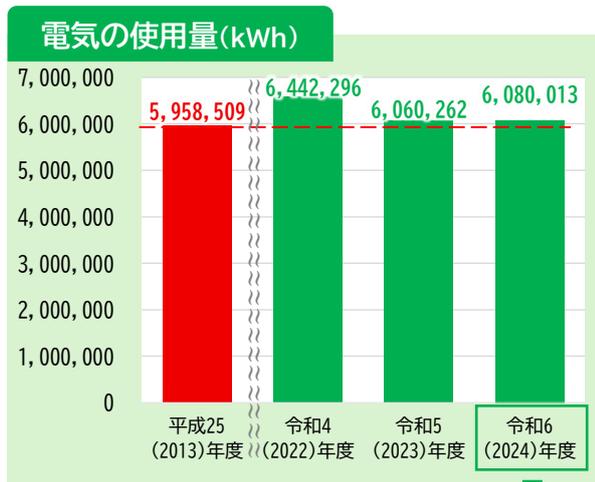
要因	平成25(2013)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度		
	排出量 (t-CO ₂)	構成比 (%)							
CO ₂	電気	3056.52	72.94	2018.32	61.95	2730.60	68.70	2384.92	64.08
	都市ガス	486.29	11.60	702.19	21.55	722.31	18.17	778.99	20.93
	LPG	329.95	7.87	311.62	9.57	312.13	7.85	348.41	9.36
	灯油	198.94	4.75	150.62	4.62	142.13	3.58	148.08	3.98
	軽油	54.77	1.31	31.31	0.96	24.16	0.61	11.75	0.32
	ガソリン	61.16	1.46	42.41	1.30	40.61	1.02	47.89	1.28
その他 ガス	CH ₄	0.08	0.07	0.07	0.05	0.14	0.07	0.08	0.05
	N ₂ O	1.96		1.42		2.55		1.43	
	HFCs	0.91		0.25		0.21		0.19	
合計	4190.58	100.00	3258.21	100.00	3974.84	100.00	3721.74	100.00	

要因別排出量の推移



基準年度である平成 25 (2013) 年度と第 2 次計画期間である各年度における「電気」と「都市ガス」の使用量をみると、どちらも基準年度より増加し、特に「都市ガス」は年々増加傾向にあります。一方で、「電気」については、公共施設の照明の LED 化等の取組により、近年は横ばいに推移しています。

主要施設別の使用量をみると、「電気」と「都市ガス」ともに「清瀬市立学校 14 校」における使用量が多くを占めており、「清瀬市役所」と合わせると「電気」で半数近く、「都市ガス」では半数以上の使用量を占めています。



2 これまで実施した主な取組

(1) 公共施設への再生可能エネルギー機器の設置

設置の対象となる市内公共施設のうち 11 施設に太陽光発電システムを設置し、発電した電気を自家消費することで施設の電力消費量の削減と、各小中学校には併せて蓄電池を設置することで防災機能の強化を図っています。

公共施設への再生可能エネルギー機器の設置状況
(令和 6(2024)年度末時点)

設置施設	設置年度	太陽光発電出力	蓄電池容量
清瀬第五中学校	平成 25(2013)年度	20kW	15kWh
清瀬第三小学校	平成 26(2014)年度	20kW	15kWh
清瀬第二中学校	平成 27(2015)年度	20kW	15kWh
清瀬第三中学校	平成 28(2016)年度	20kW	15kWh
清瀬第四小学校	平成 29(2017)年度	20kW	15kWh
清瀬第六小学校	平成 29(2017)年度	20kW	15kWh
清瀬第七小学校	平成 30(2018)年度	20kW	15kWh
清瀬第八小学校	平成 30(2018)年度	20kW	15kWh
清明小学校	令和元(2019)年度	20kW	15kWh
市役所本庁舎	令和 2 (2020)年度	10kW	なし
しあわせ未来センター	令和 4 (2022)年度	10kW	なし
合計		200kW	135kWh

(2) 低公害車の導入

公用車の更新時等に低公害車を積極的に導入することで、環境への負荷の軽減、使用エネルギーの削減を図っています。令和 6 (2024) 年度末時点で、全車両 57 台の内、ハイブリッド自動車が 5 台、電気自動車が 5 台、水素自動車が 1 台導入されています。

低公害車の導入推移
(令和 6(2024)年度末時点)

年度	ハイブリッド	EV(電気)	FCV(水素)	全数	電動バイク
平成 27(2015)年度	3	0	0	73	0
平成 28(2016)年度	6	0	0	75	0
平成 29(2017)年度	6	0	0	74	0
平成 30(2018)年度	7	0	0	72	0
令和元(2019)年度	7	0	0	71	5
令和 2 (2020)年度	7	1	0	69	7
令和 3 (2021)年度	6	0	0	68	7
令和 4 (2022)年度	6	1	1	66	7
令和 5 (2023)年度	4	4	1	59	7
令和 6 (2024)年度	5	5	1	57	7

(3) 公共施設のLED化

公共施設のLED化については、以下の表のとおりです。照明のLED化を推進していくことで、施設の消費電力の削減を図っています。

公共施設のLED化の状況	実施年度	設置施設
	平成26(2014)年度	第5分団器具置場
平成28(2016)年度	金山緑地公園駐車場	
令和2(2020)年度	下宿地域市民センター	
	市民体育館	
令和3(2021)年度	市役所本庁舎	
	秋津駅北口駐輪場	
	清瀬駅北口第2駐輪場	
	野塩地域市民センター	
令和4(2022)年度	しあわせ未来センター	
	野塩多世代交流施設	
	清瀬第四小学校	
	清瀬第七小学校	
令和5(2023)年度	クリア市営駐車場	
	市内公園・児童遊園等施設(一部の庭園灯を除く)	
	芝山小学校	
	清瀬第六小学校	
	清明小学校(あさひルームを除く)	
	清瀬第五中学校	
	消費生活センター	
令和6(2024)年度	清瀬ハローワーク就職情報室	
	竹丘地域市民センター	
	子どもの発達支援・交流センター	
	清瀬第二中学校	
	駅前図書館	
	芝山小学童クラブ学童棟	
令和7(2025)年度	障害者福祉センター	
	清瀬第三小学校	
	十小学童クラブ学童棟	
	生涯学習センター(共用部の非常灯を除く)	
	男女共同参画センター	
	中里地域市民センター	
	中清戸地域市民センター	
	梅園地域市民センター	
	南部児童館	
	南部図書館	

(4) 電気事業者の選択

平成 28 (2016) 年 4 月より実施された電気の小売り自由化に伴い、様々な電気事業者 (新電力) から電気を調達できるようになりました。それに伴い、市の施設で使用する電気の調達先を国が公表する電気事業者別の「排出係数」が小さい事業者にすることにより、施設の電力消費に伴う温室効果ガス排出量を削減できるようになりました。

令和 4 (2022) 年度は「排出係数」の小さい電気事業者からの調達割合が半数を占めていたこともあり、電力消費に伴う温室効果ガス排出量を大きく削減することができましたが、令和 5 (2023) 年度には、世界的なエネルギー供給問題により、電気の供給量が不足する中小規模の電気事業者が増加し、自治体等の多くの電力を必要とする需要者は、「排出係数」の大きい大規模電気事業者との契約をせざるを得ない状況が増えたことが影響し、排出量が増加しました。また、令和 6 (2024) 年度には調達先の排出係数が下がったことにより、全体的に活動量が増えているにもかかわらず、排出量は削減されています。

今後は、排出量の削減に向けて再生可能エネルギー電力の調達を進めていく必要があります。

年度	電気事業者	排出係数 (t - CO ₂ /kWh)	調達量 (kWh)	調達割合 (%)	電力消費による 温室効果ガス排出量 (t - CO ₂)
令和 4 (2022) 年度	東京電力	0.496	2,117,178	32.9	2,018.32
	エネット	0.405	77,498	1.2	
	日立造船	0.175	3,280,269	50.9	
	ミツウロコ	0.342	39,459	0.6	
	丸紅	0.464	170,058	2.6	
	日本テクノ	0.468	47,637	0.7	
	東京ガス	0.435	462,582	7.2	
	サンリン	0.497	247,615	3.9	
	合計		6,442,296	100.0	
令和 5 (2023) 年度	東京電力	0.457	4,992,633	82.4	2,730.59
	エネット	0.405	63,014	1.0	
	ミツウロコ	0.352	12,919	0.2	
	日本テクノ	0.416	305,981	5.1	
	東京ガス	0.387	460,608	7.6	
	サンリン	0.437	225,107	3.7	
	合計		6,060,262	100.0	
令和 6 (2024) 年度	東京電力	0.408	4,988,060	82.1	2,384.92
	ミツウロコ	0.445	11,580	0.2	
	日本テクノ	0.412	293,842	4.8	
	東京ガス	0.318	541,291	8.9	
	サンリン	0.320	245,240	4.0	
	合計		6,080,013	100.0	

(5) 公共施設の ZEB 化

令和 8 (2026) 年 2 月に供用開始した「南部児童館等複合施設 (南部児童館、南部図書館、梅園地域市民センター)」において、ZEB Ready 認証を取得しています。

また、令和 11 (2029) 年度に供用開始予定の「清瀬小学校 (新校舎)」においても、ZEB Ready 認証の取得を目指します。

(6) 公共施設の統廃合等の状況

令和 3 (2021) 年度以降の公共施設の新築・統廃合等については、以下の表のとおりです。立科山荘や中央図書館等、電気や都市ガスの使用量が比較的多い施設の閉鎖やその他施設の移設・統合等も含めて、公共施設の再編・適正化が図られています。

公共施設の 統廃合等の状況

種別	施設	時期等
閉鎖	せせらぎの家	令和 4 (2022) 年度
	野塩老人いこいの家	令和 4 (2022) 年度末
	下宿市民プール	令和 5 (2023) 年度
	松山集会所	令和 6 (2024) 年度
	竹丘老人いこいの家	令和 6 (2024) 年度末
	中央図書館	
	野塩図書館	
	竹丘図書館	
	下宿図書館	
	立科山荘	
	松山地域市民センター	令和 7 (2025) 年度
	中清戸学童クラブ	令和 7 (2025) 年度末
	第七保育園	
移設 ・ 統合	子ども家庭支援センター	令和 5 (2023) 年度
	教育支援センター	しあわせ未来センター内に移設
	消費生活センター	令和 6 (2024) 年度 アミュービル内に移設
	健康相談所	令和 7 (2025) 年度 しあわせ未来センター内に移設
	四小学童クラブ	令和 7 (2025) 年度
七小 (旧竹丘) 学童クラブ	学校内に移設	
改築	松山多世代交流施設	令和 7 (2025) 年度
新築	市役所新庁舎	令和 3 (2021) 年度
	野塩多世代交流施設	令和 5 (2023) 年度
	芝山小学童クラブ学童棟	令和 7 (2025) 年度
	南部児童館	
	南部図書館	
梅園地域市民センター		

※令和 8 (2026) 年 4 月以降の予定

令和 8 (2026) 年度予定	十小学童クラブ学童棟 (中清戸学童クラブと統合し、学童棟を新設)、中央公園 (全面改築)、竹丘多世代交流施設 (新築)
令和 11 (2029) 年度予定	清瀬小学校 (新校舎) (新築)

3 清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に係る取組の実施状況

（1）各公共施設における取組の実施状況調査

第2次清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく温室効果ガス排出量削減への取組の実施状況について、庁内各課、公共施設の施設管理者等に対するアンケート調査を実施しました。

職員による取組		施設管理者による取組	
取組全体での実施率	75.3% (前回 73.5%)	取組全体での実施率	55.0% (前回 58.6%)
燃料等エネルギー資源の節約	77.1% (前回 76.4%)	燃料等エネルギー資源の節約	53.4% (前回 60.7%)
自動車の適正な利用の推進	83.2% (前回 78.4%)	自動車の適正な利用の推進	91.3% (前回なし)
廃棄物の減量・リサイクルの推進	75.1% (前回 76.1%)	職員の意識の高揚、 環境配慮行動の推進	58.1% (前回 42.9%)
環境に配慮した物品の購入や 利用の促進	75.2% (前回 62.7%)		
職員の意識の高揚、 環境配慮行動の推進	34.7% (前回 34.9%)		

職員による取組状況

職員の取組全体では7割程度の実施率であり、職員一人ひとりが取組を徹底していくことで、エネルギー使用の更なる削減が期待できます。特に、「職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進」は実施率が低いため、庁内における環境意識高揚に向けた対策や職員一人ひとりの意識改革などが必要となります。

また、庁内各課においても実施率にばらつきがあるため、庁内全体での取組の徹底・見える化なども必要です。

施設管理者による取組状況

施設管理者の取組全体では5割程度の実施率であり、今後、取組の実施を徹底していくことで、エネルギー使用の更なる削減が期待できます。特に、「燃料等エネルギー資源の節約」は実施率が低く、設備や器具等の導入、管理者によるメンテナンスや空調、照明等の管理の徹底によって向上できる取組が多い状況です。

また、施設別では、電気や都市ガス等の使用量が多い清瀬市立学校や中央図書館、障害者福祉センター、生涯学習センター等での実施率が4～6割程度であり、取組の実施率を向上させることで活動量や排出量の削減につながると考えられます。

省エネ・再エネ機器等の導入状況

設備更新等が予定されている施設は少ない状況です。

また、取組の実施率が低く、エネルギー使用が多い清瀬市立学校においては、ソフト面での取組の徹底とともに、校舎照明のLED化やサッシ等の断熱化等、ハード面での取組も進めていく必要があります。さらに、ハード面での取組を進めていく上では、所管課との調整・検討の上、予算の確保や設置場所の検討が課題となります。

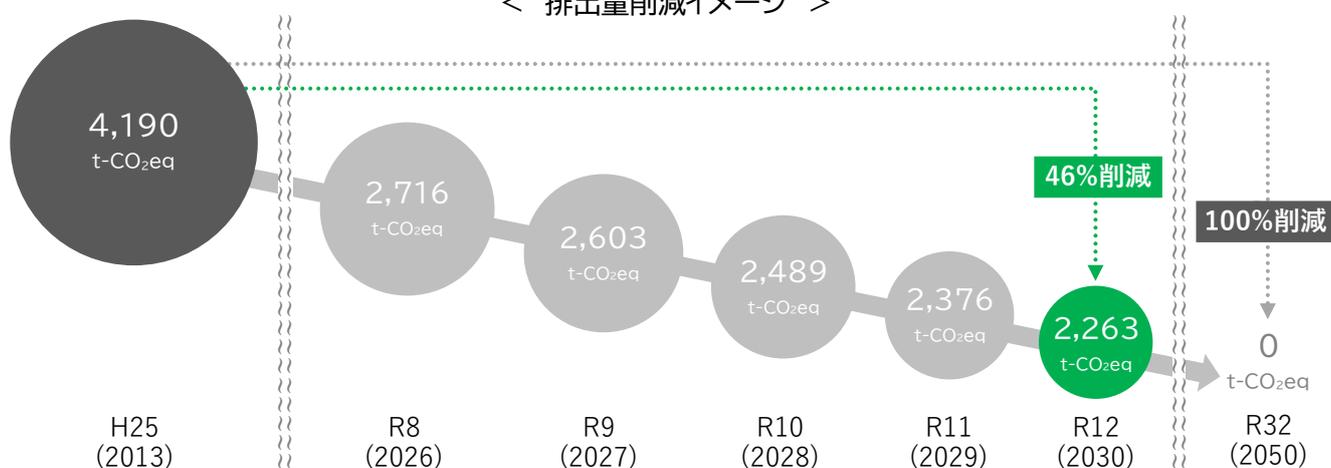
第4章 温室効果ガス排出量削減目標

1 本計画における削減目標

(1) 目標設定の考え方

国が掲げる「2050年カーボンニュートラルの実現」を踏まえ、本市では令和32(2050)年度までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ宣言を行いました。この宣言に基づき、本計画では市の事務事業における温室効果ガス排出量を令和32(2050)年度までに実質ゼロとすることを最終目標に設定します。その実現に向けて、平成25(2013)年度を基準年度とし、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間の目標値を設定します。

< 排出量削減イメージ >



(2) 削減目標

国並びに清瀬市環境基本計画及び清瀬市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の削減目標との整合性を考慮し、平成25(2013)年度の温室効果ガス排出量4,190t-CO₂eqを基準として、令和32(2050)年度に排出量をゼロとすることを長期目標として、令和12(2030)年度に排出量を2,263t-CO₂eq（基準年度比46.0%削減）とすることを中期目標に設定します。計画期間中の各年度の削減率と目標値は、以下のとおりです。

基準年度	排出量
平成25(2013)年度	4,190t-CO ₂ eq

年度	目標値	削減率
令和8(2026)年度	2,716t-CO ₂ eq	35.2%
令和9(2027)年度	2,603t-CO ₂ eq	37.9%
令和10(2028)年度	2,489t-CO ₂ eq	40.6%
令和11(2029)年度	2,376t-CO ₂ eq	43.3%
令和12(2030)年度	2,263t-CO ₂ eq	46.0%

令和12(2030)年度までに、温室効果ガス排出量を平成25(2013)年度比で
46.0%削減します。(排出量の目標値 2,263t-CO₂eq)

第5章 目標達成に向けた具体的な取組

1 基本方針及び取組

温室効果ガス排出量削減目標の達成に向けて、以下の3つの基本方針のもと、取組を実践します。

基本方針

－ 減らす －

省エネルギー化の推進

具体的な取組

- ①建築物や設備・機器等の省エネルギー対策
- ②設備・機器等の効率的な管理や運用
- ③公用車の低公害車化の推進
- ④事務事業におけるDX化の推進

－ つくる・ためる －

再生可能エネルギー
導入拡大の推進

- ①再生可能エネルギーの導入促進
- ②太陽光発電設備等の導入拡大
- ③蓄電池等の導入拡大

－ 考える・行う －

職員の環境意識・行動変容の促進

- ①環境配慮行動の実践の徹底
- ②環境教育・研修の充実
- ③公共施設の木質化の推進
- ④グリーン購入の推進

2 具体的な取組

減らす 省エネルギー化の推進

① 建築物や設備・機器等の省エネルギー対策

公共施設における設備・機器の新規導入や更新時において、照明の LED 化や省エネ空調設備等の計画的な導入を促進します。施設を管理する所管課等は、価格だけではなく省エネ性能等も総合的に勘案した上で、温室効果ガス排出量の削減につながる効率的な設備・機器の導入に努めます。

また、公共施設の新築や改築、改修等の際には、建築物の省エネ基準への適合義務などを踏まえ、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）化に向けた検討を行います。

大規模な公共施設の新築時等には、「ZEB Ready」以上の認証取得を積極的に検討していきます。

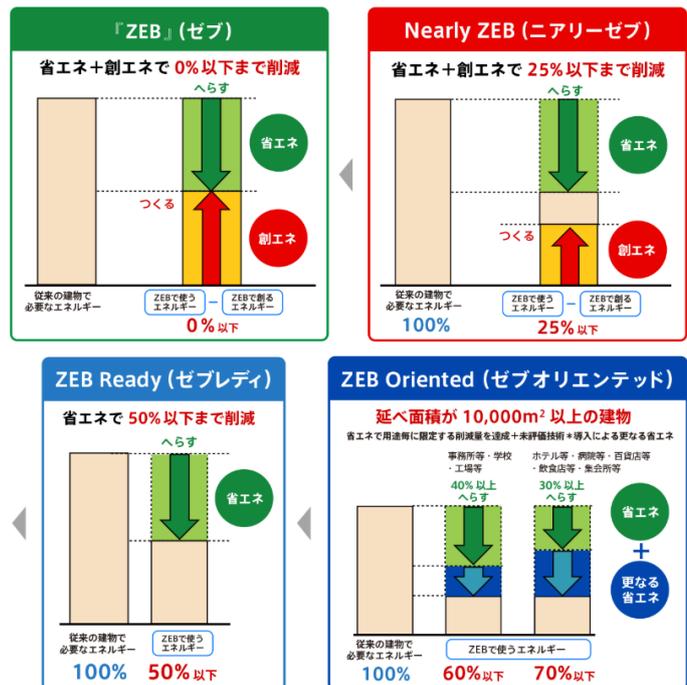
取組		実施時期		
		新築時	更新時	運用時
ハード	公共施設の LED 化の推進	●	●	
ハード	建築物の ZEB 化の検討	●	●	
ハード	環境省 LD-Tech 認証製品等の高効率機器の導入検討	●	●	
ハード	照明や事務機器等の配置や台数の適正化		●	

建築物の ZEB 化

「政府実行計画」では、「今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、令和 12（2030）年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す」とされています。

ZEB とは？

Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング）の略称で、「ゼブ」と呼びます。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。



*WEBPRO において現時点で評価されていない技術

出典：環境省 ZEB PORTAL

② 設備・機器等の効率的な管理や運用

施設を管理する所管課等を中心に、保有する設備・機器等の状況や利用・管理の実態把握を行った上で、管理・点検業者等と連携して定期的な維持管理を実行するとともに、効率良く使用することで消費エネルギーの削減に努めます。

	取組	実施時期		
		新築時	更新時	運用時
ハード	電力デマンド監視システムや BEMS（ビルエネルギー管理システム）等の導入検討	🍃	🍃	🍃
ハード	AI を活用した高効率な空調・照明の運転制御等の運用システムの導入検討	🍃	🍃	🍃
ソフト	施設管理者等による日常点検、設備管理の徹底			🍃

施設管理者による取組状況（実施率が低い取組）

令和 7（2025）年度のアンケート調査の結果から、実施率が低い（全体平均 55.0%より低い）以下の取組については、実施率向上に向けた改善や意識啓発を徹底していきます。

🍃 燃料等エネルギー資源の節約

空調、換気	冷房期間中、すだれなどを利用し空調室外機への日光の直射を防止する
	閉館時間が定まっている施設では、閉館 30 分前に空調を止めるなど空調運転時間を短縮している
	緑のカーテン、遮蔽シート等で日差しを遮る
	中間期には、出来る限り自動ドアを開放しておく
照明	洗面所やトイレには人感センサ付き照明やスイッチを設置する
	白熱電球は、交換時期に電球型蛍光灯や LED 電球等照明効率の高いランプへ切り替える
	調光機能付きの照明器具を設置し、状況や目的に合わせて照度を調整している
給湯	節水器具を取り付けている
	夏季は温水の利用を停止している
	給湯温度を調整している
その他電力使用機器等	エネルギーモニタリング制御を導入し、エネルギー使用状況を把握している

③ 公用車の低公害車化の推進

公用車の新規・更新時において、低公害車（ZEV（電気自動車、燃料電池自動車等）、ハイブリッド自動車等）の導入を推進します。

また、公用車を平時の移動手段としてだけでなく、災害時の移動電源・蓄電池として活用するためのV2B（Vehicle to Building）設備の整備の検討を進めるとともに、職員の環境意識向上のため、低公害車の積極的な利用を促進していきます。

取組	実施時期		
	新築時	更新時	運用時
ハード 公用車の新規・更新時の低公害車の導入	🌿	🌿	
ハード 公共施設への充電設備の整備	🌿	🌿	
ハード V2B（Vehicle to Building）設備の整備検討	🌿	🌿	

④ 事務事業におけるDX化の推進

デジタル技術やAIを活用したペーパーレス化、業務効率化、住民サービスの向上など、DX化の推進を図ります。

取組	実施時期		
	新築時	更新時	運用時
ソフト 各種行政手続きのオンライン化の推進			🌿
ソフト クラウドサービスの活用促進			🌿
ソフト AIやRPA（ロボティック・プロセス・オートメーション）の活用推進			🌿
ソフト テレワークやオンライン会議の促進			🌿

減らす | 目標指標

公用車の低公害車化

令和12（2030）年までに公用車の低公害車両導入率を **25%** にします。

令和7（2025）年時点
19%



令和12（2030）年時点
25%

※低公害車とは、ZEV（電気自動車、燃料電池自動車等）及びハイブリッド自動車等の環境への負荷を軽減する車両のことです。

① 再生可能エネルギーの導入促進

再生可能エネルギー電力については、価格と環境性能の両面から総合的に評価する契約方式の導入などを含めて、方針の見直しを検討するとともに、市の財政状況を鑑みて、計画的かつ段階的に導入を進めます。

取組		実施時期		
		新築時	更新時	運用時
ソフト	電気の環境配慮契約に係る制度設計	🍃	🍃	
ソフト	再生可能エネルギー割合が高い電力調達の推進	🍃	🍃	🍃
ソフト	導入エネルギーに関する情報発信による市民・事業者等への意識啓発			🍃

② 太陽光発電設備等の導入拡大

財政負担の軽減のために国や都の補助金を積極的に活用しながら、太陽光発電機器の設置等を推進します。太陽光発電システムの導入に際して、公共施設の新築、建替及び大規模改修時には、設計段階から導入可能性を検討するとともに、既存の公共施設についても積極的に導入可能性を検討していきます。

取組		実施時期		
		新築時	更新時	運用時
ハード	既存公共施設への導入可能性調査の実施検討		🍃	
ハード	公共施設の新築や建替、大規模改修時の太陽光発電設備等の設置検討	🍃	🍃	
ソフト	国や都の補助制度の活用検討	🍃	🍃	

③ 蓄電池等の導入拡大

公共施設における太陽光発電設備と一体的な蓄電池システムの導入を推進します。蓄電池を公共施設等に導入することで、再生可能エネルギーの自家消費率を向上し、温室効果ガスの排出削減を促進します。また、これにより、災害時の活用といったエネルギーのレジリエンス（強靱性）も強化していきます。

取組	実施時期			
	新築時	更新時	運用時	
ハード	太陽光発電設備と一体的な蓄電池システムの導入	🍃	🍃	
ソフト	災害時の非常用電源としての活用促進			🍃

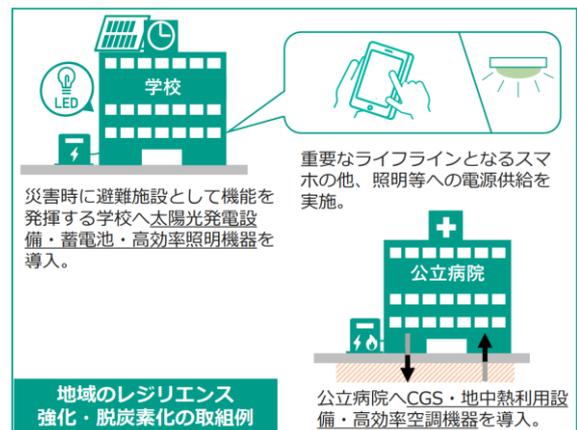
レジリエンスの強化に向けた取組例

国では、地方公共団体における公共施設への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靱性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現することを目的とした「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）」を実施しています。

🍃 地域レジリエンス事業

公共施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とすることを目的とする事業です。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コージェネレーションシステム（CGS）及びそれらの付帯設備（蓄電池等）並びに省CO₂設備（高機能換気設備等）を導入する費用の一部を補助しています。



出典：環境省 脱炭素地域づくり支援サイト

つくる・ためる | 目標指標

再生可能エネルギー電力の導入率

令和12（2030）年までに調達電力の **60%** 以上を再生可能エネルギー電力にします。

令和7（2025）年時点
0%



令和12（2030）年時点
60%以上

① 環境配慮行動の実践の徹底

職員一人ひとりが環境負荷低減を意識した行動を徹底するため、照明機器や OA 機器の電源をこまめに切ること、適切な室内温度（冷房 28℃、暖房 20℃）を守ることなど、職員に対する省エネ行動の普及啓発を徹底します。

また、アンケート調査等による取組状況のモニタリングの実施や、部署ごとのエネルギー使用量等の見える化により取組効果の検証を行います。

取組		実施時期		
		新築時	更新時	運用時
ソフト	職員に対する省エネ行動の普及啓発			
ソフト	取組状況のモニタリングや見える化の徹底			

職員による取組状況（実施率が低い取組）

令和 7（2025）年度のアンケート調査の結果から、実施率が低い（全体平均 75.3%より低い）以下の取組については、実施率向上に向けた改善や意識啓発を徹底していきます。

燃料等エネルギー資源の節約

空調、換気	庁舎内や会議室の空調は、設定温度（冷房 28℃、暖房 20℃）を徹底する
	室内フィルターの定期的な清掃及び更衣室など埃の多い室内は汚れの度合いによって清掃回数を適切に設定する
照明	昼休みには、窓口業務や市民サービスに支障のない範囲で消灯する
	天気が良く昼光利用ができる場合、窓側の照明を消灯している
OA 機器	外勤時や不要不急時には OA 機器等の電源をこまめに切る
	電源スイッチ付の OA タップを使用し、退出時には切ること、待機電力を低減する
	ディスプレイの輝度を下げる
その他電力使用機器等	機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る
	職員はエレベーターを使用しないようにする
	空調を実施しない中間期には、特別な事由がない場合、窓の開閉による自然換気を行う
紙の節約	庁内会議の資料等支障のないものは、使用済み用紙の裏面を使用する
	コピーは縮小機能を活用し、枚数を節減する
	用紙の分別回収ボックス等を設け、用紙使用の合理化を図る

自動車の適正な利用の推進

公用車の利用抑制	燃料消費量と走行距離から燃料を計測し、取組の指標とする
----------	-----------------------------

廃棄物の減量・リサイクルの推進

ごみの発生抑制	物品購入の際の包装材は業者引取りとする
	イベント等において、使い捨て容器を使用しないよう努める
	マイ箸、マイ水筒を利用する
再使用・利用	ポスターやカレンダー等の裏面をメモ用紙等に活用する

環境に配慮した物品の購入や利用の促進

再生品の利用	作業服は、廃ペットボトル等再生プラスチック繊維を用いた製品を選定する
グリーン購入の促進	事務用品購入の際は、エコマーク、グリーンマーク商品の購入に努める

② 環境教育・研修の充実

職員を対象に、脱炭素化に関する最新動向や業務におけるカーボンニュートラルの視点を組み込んだ環境教育や研修の機会を充実させ、計画目標達成に向けた率先行動を促進します。

取組	実施時期		
	新築時	更新時	運用時
ソフト 職員に対するゼロカーボン実現に向けた研修等の実施検討			
ソフト 国や都が主催の環境研修、講演会等に関する積極的な情報周知			

職員による取組状況（特に実施率が低い取組）

令和7（2025）年度のアンケート調査の結果から、「職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進」に関する取組実施率が特に低いため、実施率向上に向けた改善や意識啓発を徹底していきます。

職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進

環境に関する研修、講演会等に積極的に参加する	41.9%
環境配慮行動の推進状況を定期的にチェックする	32.9%
環境配慮行動に関するアイデアを募集、実践する	26.9%
毎月のエネルギー使用量を記入するシートを作成するなど、毎月のエネルギー使用量の「見える化」を行う	37.0%

③ 公共施設の木質化の推進

「清瀬市公共建築物等における多摩産材等利用推進方針」に基づき、公共建築物の新築・改築・改修等において、施設の特性を踏まえて多摩産材をはじめとする国産材を積極的に使用し、建築物の木質化を推進します。

取組	実施時期		
	新築時	更新時	運用時
ハード 木質化の推進			

④ グリーン購入の推進

全ての事務事業における物品調達の際には、必要性を十分検討した上で適正量を購入するとともに、グリーン購入法に基づく環境性能の高い製品の購入を推進します。

取組	実施時期		
	新築時	更新時	運用時
ソフト 共同所有・利用、レンタル等の検討	🌿	🌿	🌿
ソフト 再生材・バイオマスプラスチックを一定割合以上使用した製品、長寿命、リユース・リサイクル容易性が高い物品の購入	🌿	🌿	🌿
ソフト 職員に対するグリーン購入に係る意識啓発			🌿

考える・行う | 目標指標

職員による温室効果ガス排出量削減への取組実施率

令和 12（2030）年までに職員による取組実施率を全体で **80%**以上とする。

令和 7（2025）年時点
75.3%



令和 12（2030）年時点
80%以上

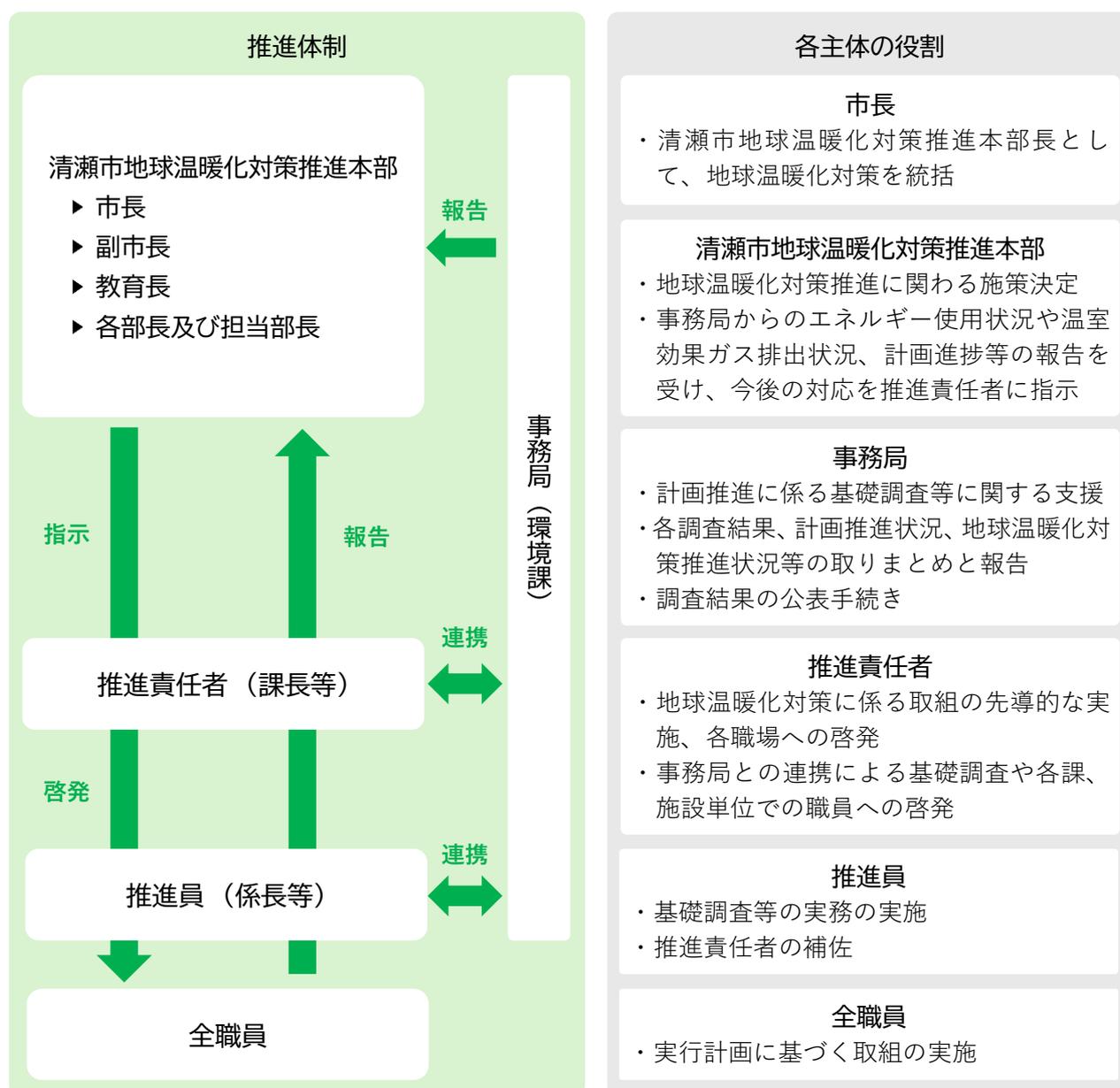
第6章 計画の推進

1 本計画の推進体制

(1) 推進体制

本計画は本市の事務事業により排出される温室効果ガスの排出量削減計画であるため、市職員の自主的な取組に加え、組織的な計画推進や目標達成状況の管理が求められます。

また、本計画は市の取組として全庁横断的な組織による施策検討が必要であるため、市長を筆頭とした清瀬市地球温暖化対策推進本部、事務局、推進責任者及び推進員からなる体制のもと推進します。



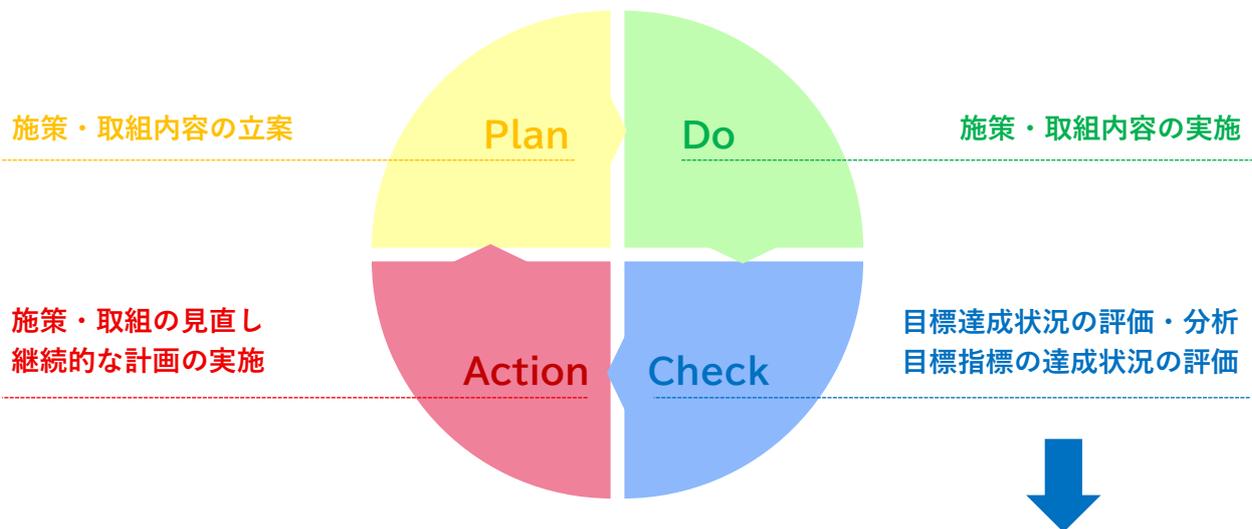
2 本計画の進行管理

(1) 管理手法

本計画の進行管理は、「第5章 目標達成に向けた具体的な取組」を実施した結果をもとに、PDCA サイクルを活用し、エネルギー使用及び温室効果ガス排出の実態把握、取組方針の改善など、定期的な見直しを図ります。

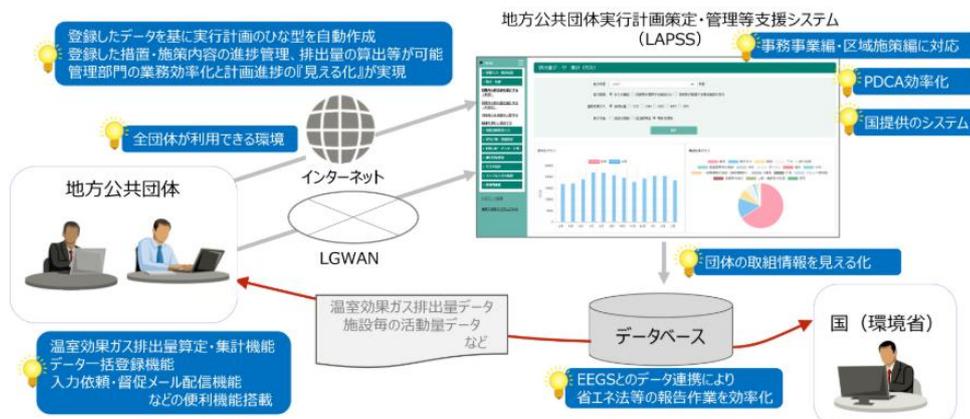
なお、本計画の進行管理は、地球温暖化対策推進本部・事務局の指示のもと、各所管・施設の推進責任者・推進員が主体となって実施していきます。

また、各目標達成状況の評価・分析には、環境省が提供する地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）を活用し、進行管理の効率化を図っていきます。



LAPSS の活用

実行計画の策定・運用に係る事務負担の軽減や、排出量算定精度の向上、PDCA サイクル高度化を図るために、LAPSS を活用していきます。



出典：環境省ホームページ

(2) 管理項目

本計画では、地球温暖化対策推進本部・事務局、推進責任者・推進員の管理項目を単純化することで、計画の確実な実施を目指します。

地球温暖化対策推進本部・事務局 本計画の全体的な進行に関わる管理

- ・ 温室効果ガス排出量の把握・管理
- ・ 温室効果ガス排出量増減要因の調査・把握
- ・ 計画推進状況の把握
- ・ 目標指標の達成状況の把握

推進責任者・推進員 各所管・施設単位での取組状況の管理

- ・ エネルギー使用量の把握・管理
- ・ エネルギー使用量増減要因の調査・把握
- ・ 温室効果ガス排出量削減への取組状況の把握・管理

(3) 目標指標

「第5章 目標達成に向けた具体的な取組」において、地球温暖化対策に関する取組状況の進捗管理が図れるように目標指標を設定します。

目標指標については、事務局と連携して各推進員による定期的な実施状況の把握に努めるとともに、清瀬市地球温暖化対策推進本部への報告を行うことで、適切な進捗管理を実施していきます。

資料編

1 実行計画の対象施設

対象施設

実行計画の対象施設は以下のとおりです。（令和8（2026）年3月1日現在）
なお、対象施設は、施設の新設・廃止等に応じて毎年度更新するものとします。

分類	部署名	対象施設
施設	シティプロモーション課	郷土博物館
		旧森田家
	総務課	市役所本庁舎
		しあわせ未来センター
	防災防犯課	第1分団器具置場
		第2分団器具置場
		第3分団器具置場
		第4分団器具置場
		第5分団器具置場
		第6分団器具置場
		第7分団器具置場
	環境課	清掃事務所
	産業振興課	市民農園
		清瀬ハローワーク就職情報室
	市民協働課	コミュニティプラザひまわり
		竹丘地域市民センター
		中清戸地域市民センター
		中里地域市民センター
		野塩地域市民センター
		梅園地域市民センター
		竹丘集会所
		下清戸集会所
		野塩多世代交流施設
松山多世代交流施設		
きよせボランティア・市民活動センター		
消費生活センター		
男女共同参画センター	男女共同参画センター	

分類	部署名	対象施設
施設	福祉総務課	梅園老人いこいの家
		旭が丘老人いこいの家
		中里老人いこいの家
		松山老人いこいの家
		上清戸老人いこいの家
		中清戸中央老人いこいの家
		稲荷台老人いこいの家
		元町老人いこいの家
		元町ゲートボール場
		中清戸中央ゲートボール場
		野塩都営広場ゲートボール場
		旭が丘多目的広場ゲートボール場
		中央公園ゲートボール場
		下宿ゲートボール場
		野塩都営多目的広場
		旭が丘多目的広場
		シルバーピアみずき団らん室
		都営竹丘一丁目アパートシルバーピア団らん室
		都営中清戸四丁目アパートシルバーピア団らん室
		都営野塩二丁目アパートシルバーピア団らん室
	都営中里四丁目アパートシルバーピア団らん室	
	障害福祉課	障害者福祉センター
		子どもの発達支援・交流センター
	子育て支援課	清瀬市立第1保育園
		清瀬市立第3保育園
		清瀬市立第7保育園
	道路交通課	秋津駅北口駐輪場
		清瀬駅北口第2駐輪場
		清瀬駅北口地下駐輪場
		クリア市営駐車場
	水と緑と公園課	市内公園・児童遊園等施設
		金山緑地公園駐車場
		中央公園駐車場
	教育企画課	清瀬小学校
		芝山小学校
		清瀬第三小学校
		清瀬第四小学校
		清瀬第六小学校
		清瀬第七小学校
		清瀬第八小学校
		清瀬第十小学校
		清明小学校
		清瀬中学校
清瀬第二中学校		
清瀬第三中学校		
清瀬第四中学校		
清瀬第五中学校		

分類	部署名	対象施設
施設	生涯学習 スポーツ課	梅園学童クラブ
		清明小学童クラブ
		四小学童クラブ
		八小学童クラブ
		七小学童クラブ
		芝山小学童クラブ
		清瀬小学童クラブ
		三小学童クラブ
		十小学童クラブ
		中清戸学童クラブ
		児童センター
		生涯学習センター
		清瀬けやきホール
		下宿地域市民センター
		市民体育館
		下清戸運動公園テニスコート
		下宿第二運動公園野球場
		清瀬内山運動公園野球場・サッカー場・テニスコート
	南部児童館	
	南部図書館	
駅前図書館		
元町こども図書館		
公用車	シティプロモーション課	
	総務課	
	防災防犯課	
	課税課	
	環境課	
	生活福祉課	
	子育て支援課	
	健康推進課	
	介護保険課	
	都市計画課	
	道路交通課	
	水と緑と公園課	
	下水道課	
	教育企画課	
教育指導課		

2 排出量の算定因子

活動量

温室効果ガス排出量の算定にあたり、調査する活動量を下表に示します。

調査する活動量

ガス種	活動量	
	区分	単位
二酸化炭素(CO ₂)	電気使用量	kWh
	ガソリン使用量	ℓ
	軽油使用量	ℓ
	灯油使用量	ℓ
	液化石油ガス(LP ガス)使用量	m ³
	都市ガス使用量	m ³
メタン(CH ₄)	車種別公用車年間走行距離	km
一酸化二窒素(N ₂ O)		
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	公用車台数	台

排出係数

温室効果ガス排出量の算定には、「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」第3条（以下「政令」という。）による排出係数を用いています。

ただし、温室効果ガス排出量をより高精度に把握するため、電気（他人から供給された電気）の使用によるCO₂排出係数については、国から公表される電気事業者別排出係数を用います。

CO₂排出に関わる排出係数

排出源	CO ₂ 排出係数 (政令第3条)		発熱量		排出係数 (活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
燃料の使用						
ガソリン	0.0183	kg-C/MJ	34.6	MJ/ℓ	2.32	kg-CO ₂ /ℓ
灯油	0.0185		36.7		2.49	
軽油	0.0187		37.7		2.58	
A重油	0.0189		39.1		2.71	
液化石油ガス(LPG)	0.0161		50.8	MJ/m ³	3.00	
都市ガス	0.0136		44.8		2.23	
他人から供給された電気の使用						
国から公表される電気事業者別排出係数						

CH₄ 排出に関わる排出係数

排出源	CH ₄ 排出係数 (政令第3条)		発熱量		排出係数 (活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
自動車の走行に伴う排出(ガソリンエンジン)						
普通・小型乗用車	0.000010	kg-CH ₄ /km	-	-	0.000010	kg-CH ₄ /km
バス	0.000035				0.000035	
軽乗用車	0.000010				0.000010	
普通貨物車	0.000035				0.000035	
小型貨物車	0.000015				0.000015	
軽貨物車	0.000011				0.000011	
特殊用途車	0.000035				0.000035	
自動車の走行に伴う排出(ディーゼルエンジン)						
普通・小型乗用車	0.0000020	kg-CH ₄ /km	-	-	0.0000020	kg-CH ₄ /km
バス	0.000017				0.000017	
普通貨物車	0.000015				0.000015	
小型貨物車	0.0000076				0.0000076	
特殊用途車	0.000013				0.000013	

N₂O 排出に関わる排出係数

排出源	N ₂ O 排出係数 (政令第3条)		発熱量		排出係数 (活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
自動車の走行に伴う排出(ガソリンエンジン)						
普通・小型乗用車	0.000029	kg-N ₂ O/km	-	-	0.000029	kg-N ₂ O/km
バス	0.000041				0.000041	
軽乗用車	0.000022				0.000022	
普通貨物車	0.000039				0.000039	
小型貨物車	0.000026				0.000026	
軽貨物車	0.000022				0.000022	
特殊用途車	0.000035				0.000035	
自動車の走行に伴う排出(ディーゼルエンジン)						
普通・小型乗用車	0.000007	kg-N ₂ O/km	-	-	0.000007	kg-N ₂ O/km
バス	0.000025				0.000025	
普通貨物車	0.000014				0.000014	
小型貨物車	0.000009				0.000009	
特殊用途車	0.000025				0.000025	

HFCs 排出に関わる排出係数

排出源	HFCs 排出係数 (政令第3条)		発熱量		排出係数 (活動量ベース)	
	数値	単位	数値	単位	数値	単位
自動車用エアコンディショナー使用時の排出						
カーエアコン	0.010	kg-HFS/年・台	-	-	0.010	kg-HFS/年・台

地球温暖化係数

地球温暖化係数は、二酸化炭素を1としてガス種ごとに温室効果の大きさによって国が定めたものを用います。

地球温暖化係数

ガス種	係数
二酸化炭素(CO ₂)	1
メタン(CH ₄)	25
一酸化二窒素(N ₂ O)	298
ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)	1,430

3 アンケート調査結果

調査結果

第2次清瀬市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づく温室効果ガス排出量削減への取組の実施状況について、令和7（2025）年度に実施したアンケート調査の結果を以下に示します。

なお、取組の実施状況は、アンケートの「取組項目」ごとに5段階評価及び回答数を加重平均した値を「実施率」として評価しました。

集計方法

「必ず実施している」の回答数	× 1	}	左記計算の合計 左記回答数の合計	=	実施率
「かなり実施している」の回答数	× 0.8				
「時々実施している」の回答数	× 0.6				
「たまに実施している」の回答数	× 0.4				
「ほとんど実施していない」の回答数	× 0.2				

職員の取組の調査結果【実施率:75.3%】

燃料等エネルギー資源の節約【実施率 77.1%】

区分	取組項目	集計結果						実施率(%)
		回答数						
		実施 必ず している	実施 かなり している	実施 時々 している	実施 たまに している	ほとんど 実施 していない	該当 しない	
空調、換気 に関する取組	ブラインド等の遮光用具の活用により効率的な冷房を図る	16	7	3	0	0	8	90.0
	庁舎内や会議室の空調は、設定温度(冷房28℃、暖房20℃)を徹底する	5	12	7	3	2	5	70.3
	クールビズ・ウォームビズなど、執務中の服装は設定温度に対応したものにす	28	5	0	0	0	1	97.0
	空調の使用時は、空調設備の空気の吹き出し口付近に空気の流れを遮断するような障害物を配置しない	24	3	0	0	0	7	97.8
	断続的に使用する部屋(会議室等)の空調は、電源をこまめに切る	23	6	1	1	0	3	92.9
	室内フィルターの定期的な清掃及び更衣室など埃の多い室内は汚れの度合いによって清掃回数を適切に設定している	3	3	2	1	1	24	72.0
照明 に関する取組	昼休みには、窓口業務や市民サービスに支障のない範囲で消灯する	8	4	3	0	10	9	60.0
	時間外勤務のときは廊下など不必要な照明は消灯する	11	8	1	4	1	9	79.2
	断続的に使用する部屋(会議室、トイレ、給湯室等)の照明はこまめに消す	23	6	1	1	0	3	92.9
	天気が良く昼光利用ができる場合、窓側の照明を消灯している	0	1	2	2	17	12	28.2

区分	取組項目	集計結果						実施率(%)
		回答数						
		実施している 必ず	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施 していない	該当しない	
OA 機器 に関する取組	低電力モード機能を搭載する OA 機器や電気製品は、低電力モードの設定を行い使用する	10	5	10	1	0	8	78.5
	外勤時や不要不急時には OA 機器等の電源をこまめに切る	11	10	4	2	5	2	72.5
	電源スイッチ付の OA タップを使用し、退出時には切ること、待機電力を低減している	4	2	4	2	10	12	49.1
	ディスプレイの輝度を下げている	2	4	11	7	8	2	50.6
給湯に 関する取組	給湯時期・時間はできるだけ短縮する	8	2	4	0	0	20	85.7
	湯沸かし時には必要最低限の量を沸かす	7	1	2	0	0	24	90.0
その他の電力 使用機器等 に関する取組	電気温水器・温水洗浄便座など温水機器の省エネモードを活用する	3	1	1	1	0	28	80.0
	機器を使用しない時には、業務に支障のない範囲で主電源を切る	12	7	5	2	4	4	74.0
	職員はエレベーターを使用しないようにする	4	20	5	3	2	0	72.4
	トイレ、湯沸室、倉庫など常時利用しない部屋の換気扇は、必要時のみ使用する	14	5	1	0	2	12	86.4
	温水洗浄便座は季節に合わせて設定温度を調節する	5	2	0	0	1	26	85.0
	空調を実施しない中間期には、特別な事由がない場合、窓の開閉による自然換気を行う	4	1	2	1	4	22	60.0
水資源の節約	手洗い等は常に節水を心がける	22	9	2	1	0	0	90.6
	水洗トイレで無駄な水は流さないようにする	24	7	1	1	0	1	92.7
紙の節約	資料等の印刷は両面使用を原則とする	16	14	3	1	0	0	86.5
	庁内会議の資料等支障のないものは、使用済み用紙の裏面を使用する	4	10	6	4	9	1	57.6
	コピーは縮小機能を活用し、枚数を節減する	8	8	11	4	3	0	68.2
	予備資料の作成を控えるなど、印刷やコピーの枚数は必要最低限とする	14	13	6	0	1	0	82.9
	用紙の分別回収ボックス等を設け、用紙使用の合理化を図る	5	7	4	2	12	4	54.0
	事務書類(会議用資料、事務手続、報告書、FAX 送付状等)を簡素化する	10	14	7	1	1	1	78.8
	事務連絡等は回覧や電子メールを活用し、FAX や文書配布を削減する	14	15	3	1	1	0	83.5
	用紙サイズの統一化(A4版化)により用紙使用の合理化を図る	9	18	5	1	1	0	79.4
	パソコンからプリントする際は、必ずプレビューで確認してから印刷する	14	16	3	1	0	0	85.3
	ミスコピーを防止するため、コピー機使用後は必ずリセットボタンを押す	18	10	2	0	4	0	82.4
	タブレット端末等の使用によりペーパーレスを図る	12	11	5	2	2	2	78.1

自動車の適正な利用の推進【実施率 83.2%】

区分	取組項目	集計結果						実施率(%)
		回答数						
		実施している 必ず	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施 していない	該当しない	
公用自動車の 利用抑制	急を要さない近距離の移動は、出来る限り庁用車の利用を控える	16	11	3	3	1	0	82.4
	管外出張は、公共交通機関の利用に努める	13	11	8	1	1	0	80.0
	駐・停車時のアイドリングストップを励行する	12	14	5	0	1	2	82.5
	エコドライブを心がけ、急停止、急発進はしない	19	14	1	0	0	0	90.6
	不要な物は載せない	22	9	3	0	0	0	91.2
	合理的な走行ルートを選択と経済速度による走行に努める	19	13	2	0	0	0	90.0
	一定速度での走行を心掛ける	20	12	2	0	0	0	90.6
	道路状況(工事区間や渋滞する場所・時間帯、迂回路等)について情報交換を行い、公用車の円滑な運行を心掛ける	14	11	7	2	0	0	81.8
	燃料消費量と走行距離から燃料を計測し、取組の指標とする	7	7	7	2	6	5	64.8
	カーエアコンについて、こまめにオン、オフするなど適切な温度調整を心掛ける	13	15	3	1	2	0	81.2
	相乗りなどにより、公用車の効率的利用を心掛ける	13	12	7	1	1	0	80.6
マイカーの 適正な利用	通勤にはできる限り公共交通機関を利用する	10	10	10	0	0	4	80.0

廃棄物の減量・リサイクルの推進【実施率 75.1%】

区分	取組項目	集計結果						実施率(%)
		回答数						
		実施している 必ず	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施 していない	該当しない	
ごみの 発生抑制	物品購入の際の包装材は業者引取りとする	1	1	7	3	17	5	36.6
	イベント等において、使い捨て容器を使用しないよう努める	2	5	5	2	0	20	70.0
	ファイリング管理を徹底し、無駄なコピーはとらないようにする	9	19	4	1	1	0	80.0
	マイ箸、マイ水筒を利用する	5	13	12	3	0	1	72.1
ごみの分別の 徹底、再使用、 再利用	事務室から出る紙類の分別を徹底し、資源とすることでごみの減量を図る	17	12	4	0	1	0	85.9
	使用済み封筒やファイリング用品の再利用を推進する	16	14	3	1	0	0	86.5
	公園、緑地等のせん定枝は有機資源として活用する	4	0	0	1	1	28	76.7
	プリンタのトナーカートリッジは、原則としてリサイクルする	21	6	0	0	1	6	92.9
	ポスターやカレンダー等の裏面をメモ用紙等に活用する	10	9	7	3	4	1	70.9

環境に配慮した物品の購入や利用の促進【実施率 75.2%】

区分	取組項目	集計結果						実施率(%)
		回答数						
		実施している 必ず	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施 していない	該当しない	
再生品の 利用促進	用紙類は再生紙を使用したものを購入する	16	3	2	0	0	11	93.3
	トイレトーパーは100%再生紙を使用する	7	2	0	1	0	22	90.0
	作業服は、廃ペットボトル等再生プラスチック 繊維を用いた製品を選定する	0	1	1	1	3	26	40.0
グリーン購入 の促進	事務用品購入の際は、エコマーク、グリーンマ ーク商品の購入に努める	4	9	8	3	7	3	60.0
	詰め替え可能製品を使用し、使い捨て製品の 使用は極力控える	11	12	7	2	0	2	80.0

職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進【実施率 34.7%】

区分	取組項目	集計結果						実施率(%)
		回答数						
		実施している 必ず	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施 していない	該当しない	
職員の意識の 高揚、環境配 慮行動の推進	環境に関する研修、講演会等に積極的に参加 する	1	4	4	10	12	3	41.9
	環境配慮行動の推進状況を定期的にチェック する	1	1	3	7	19	3	32.9
	環境配慮行動に関するアイデアを募集、実践す る	1	1	0	3	24	5	26.9
	毎月のエネルギー使用量を記入するシートを 作成するなど、毎月のエネルギー使用量の「見 える化」を行う	3	3	1	0	20	7	37.0

施設管理者の取組の調査結果【実施率:55.0%】

燃料等エネルギー資源の節約【実施率 53.4%】

区分	取組項目	集計結果						実施率(%)
		回答数						
		実施している 必ず	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施 していない	該当しない	
空調、換気 に関する取組	冷房期間中、すだれ等を利用し空調室外機への日光の直射を防止する	8	1	1	2	58	19	31.1
	室内温度や外気温を測定し、空調使用や温度設定の参考とする	22	8	12	3	32	12	56.1
	閉館時間が定まっている施設では、閉館30分前に空調を止めるなど空調運転時間を短縮している	15	4	5	5	36	24	46.8
	緑のカーテン、遮蔽シート等で日差しを遮る	9	14	5	5	38	18	46.2
	夜間の巡視により空調・換気・照明等の消し忘れを防止する	42	0	1	7	22	17	69.2
	中間期には、出来る限り自動ドアを開放しておく	4	1	3	0	8	73	51.3
	室内フィルターや室外機の定期的な清掃(年1回程度)をしている	45	3	1	11	15	14	73.9
	適切な換気回数を徹底し、換気設備の運転時間を短縮している	17	8	3	9	24	28	55.1
照明 に関する取組	照明スイッチに点灯場所を明示する	23	15	3	5	37	6	55.7
	照明器具の清掃、適正な時期での交換を実施する	21	8	30	9	15	6	62.7
	洗面所やトイレには人感センサ付き照明やスイッチを設置する	18	6	3	1	42	19	47.7
	白熱電球は、交換時期に電球型蛍光灯やLED電球等照明効率の高いランプへ切り替える	16	7	7	10	30	19	51.1
	トイレ、廊下、階段等について、不用品箇所は間引き消灯を実施するとともに、消灯管理を徹底する	29	17	6	2	26	9	65.3
	日照時間(季節)に合わせて、外灯の点灯時間を調整している、もしくはタイマー設定している	26	13	0	1	33	16	59.5
	調光機能付きの照明器具を設置し、状況や目的に合わせて照度を調整している	3	1	1	1	55	28	25.9
給湯 に関する取組	節水器具を取り付けている	4	1	1	8	51	24	28.9
	夏季は温水の利用を停止している	9	8	2	9	31	30	44.7
	給湯温度を調整している	16	5	12	2	28	26	53.3
その他の電力 使用機器等 に関する取組	中央式熱源(ボイラ等)は定期的にメンテナンスを実施する	11	1	1	2	9	65	62.5
	サービス水準を損ねない範囲で、時間帯別昇降機稼働台数を最少とする	7	1	1	0	7	73	61.3
	エネルギーモニタリング制御を導入し、エネルギー使用状況を把握している	6	1	1	1	30	50	35.4
水資源の節約	洗面所やトイレの水栓を自動水栓に切り替える	19	8	6	3	26	27	57.1
	水漏れの点検を実施する	34	5	3	10	29	8	61.2
	施設利用者に対して節水を呼び掛ける	19	23	20	8	14	5	66.0

自動車の適正な利用の推進【実施率 91.3%】

区分	取組項目	集計結果						実施率(%)
		回答数						
		実施している 必ず	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施 していない	該当しない	
公用自動車の 利用抑制	庁用車の利用にあたっては、環境に配慮した 運転を心掛ける	33	19	0	0	1	36	91.3

職員の意識の高揚、環境配慮行動の推進【実施率 58.1%】

区分	取組項目	集計結果						実施率(%)
		回答数						
		実施している 必ず	実施している かなり	実施している 時々	実施している たまに	ほとんど実施 していない	該当しない	
職員の意識の 高揚、環境配 慮行動の推進	環境配慮に関する情報を職員に提供、共有する	34	9	14	12	14	6	68.9
	地球温暖化対策実行計画の推進状況を定期的 に公表する	4	0	23	0	29	32	42.1

4 用語集

	用語	解説
英 数 字	AI (Artificial Intelligence)	人間の知的ふるまいの一部についてソフトウェアを用いて人工的に再現したもの。経験から学び、新たな入力に順応することで、人間が行うように柔軟にタスクを実行する。
	BEMS (Building Energy Management System)	建物内に設置した電力センサ、温度センサ、照度センサ等の各種センサからの情報を基に、空調設備、換気設備、照明設備等の機器を最適制御することで、エネルギー使用量の抑制を図るシステムのこと。
	DX (Digital Transformation)	進化したIT技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させる概念のこと。
	IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change)	世界気象機関(WMO)及び国連環境計画(UNEP)により設立された政府間組織であり、世界中の科学者の協力のもと、気候変動に関する最新の科学的知見について評価を行い、定期的に報告書を作成している。
	LAPSS (Local Action Plan Supporting System)	環境省が開発する、地方公共団体実行計画(事務事業編・区域施策編)における温室効果ガス総排出量の算定・管理の支援等を目的としたシステムのこと。LAPSSを利用することにより、実行計画の策定・運用に係る事務負担の軽減や、排出量算定精度の向上が見込まれる。
	LED (Light Emitting Diode)	光を発する半導体で、これを光源としているのが LED 照明。従来光源の白熱灯や蛍光灯に比べ、消費電力が少ない、点滅や調光の制御特性が優れている、寿命が長いなどの特徴がある。
	NDC (Nationally Determined Contribution)	パリ協定に参加する各国は、5年ごとに「温室効果ガスの排出削減目標」を提出・更新する義務がある。その目標を示すのが「国が決定する貢献(NDC)」である。
	RPA (Robotic Process Automation)	ソフトウェアロボットを使って、コンピュータを使ったデスクワークなどの作業を自動化する技術のこと。
	V2B (Vehicle to Building)	電気自動車への充電に加え、電気自動車に搭載されたバッテリーからビル等の施設へ給電する技術のこと。
	ZEB (Net Zero Energy Building)	省エネルギーによりエネルギー消費量を減らし、再生可能エネルギーにより建物で使用するエネルギーを創ることで、年間のエネルギー収支をゼロにする建物のこと。
ZEV (Zero Emission Vehicle)	走行中に排出ガスを一切出さない電気自動車や燃料電池自動車のこと。	

	用語	解説
あ	一酸化二窒素 (N ₂ O)	窒素酸化物の一種である、亜酸化窒素のこと。大気中で紫外線によって分解されることで一酸化窒素を生成し、オゾン層を破壊する。
	温室効果ガス	太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きを持つ大気中のガスのこと。「地球温暖化対策推進法」では、CO ₂ 、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の7種類のガスを指す。
か	カーボンニュートラル	CO ₂ などの温室効果ガスの排出量を、吸収や削減によって差し引いてゼロを達成すること。
	環境省 LD-Tech	2050年カーボンニュートラルに向け、エネルギー起源CO ₂ の排出削減に最大の効果をもたらす、先導的な脱炭素技術のこと。
	環境配慮契約 (グリーン契約)	製品やサービスを調達する際に、環境負荷ができるだけ少なくなるような工夫をした契約のこと。
	コジェネレーションシステム (CGS)	燃料を使って電力と同時に熱を供給することで、高いエネルギー効率を実現するシステムのこと。
さ	再生可能エネルギー	「太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として持続的に利用することができるものと認められるものとして、政令で定めるもの」と定義されている。政令において、太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマスが定められている。
	事務事業編	地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であり、計画期間に達成すべき目標を設定し、目標達成に向けて実施する措置の内容等を定めるもの。
	ゼロカーボンシティ	令和32(2050)年に温室効果ガス又はCO ₂ の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した地方自治体のこと。
た	太陽光発電	太陽光によって発電を行う方法のこと。シリコン、ヒ素ガリウム、硫化カドミウム等の半導体に光を照射することにより電力が生じる性質を利用している。
	脱炭素社会	CO ₂ などの温室効果ガスの排出を抑制した上で、植樹や緑の保全等による吸収量を確保することにより、全体として温室効果ガスの排出量ゼロを実現する社会のこと。
	蓄電池	電気を貯めることができる装置のこと。太陽光発電や風力発電等の再生可能エネルギーを利用する際に、発電した電気を蓄えておくことで、必要な時に使用し、停電時にも備えることができる。

	用語	解説
た	電気自動車 (EV)	内熱機関(エンジン)を使用せずに電気を動力源として走行する自動車のこと。
	電力デマンド監視システム	最大需要電力の発生を未然に警告することで基本料金の増大を防止するシステムで、警報のみの簡易的なシステムから、空調や照明の出力を自動でコントロールするシステム、需要電力をリアルタイムでディスプレイ等に表示するシステムなど、目的に応じて様々な機能が選択可能である。
な	ネット・ゼロ	正味・実質という意味の英単語「net」と排出量ゼロの「zero」を組み合わせた言葉のこと。再生可能エネルギーの導入や省エネにより、そもそもの温室効果ガスの排出量を削減するとともに、発生した温室効果ガスを、植林や森林保全活動等の取組で吸収・固定することによって、活動全体の排出量が差し引きゼロになっている状態を指す。
	燃料電池自動車 (FCV)	燃料電池内で水素と酸素の化学反応によって発電した電気エネルギーで、モーターを回して走る自動車のこと。
は	バイオマスプラスチック	原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックのこと。
	ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)	フッ素と炭素の化合物の一つのこと。フロン排出法における「フロン類」に該当し、オゾン層を破壊する効果がある。
	ハイブリッド自動車	2つ以上の動力源(内熱機関(エンジン)と電動機(モーター)が一般的)を合わせて走行する自動車のこと。ガソリン自動車と比較して、燃費性能が高く、CO ₂ 排出量を抑制できるメリットがある。
	パリ協定	平成 27(2015)年に、温室効果ガス排出削減のための新たな国際的枠組みとして採択された、京都議定書に代わる令和2(2020)年以降の温暖化対策の国際ルールのこと。今世紀後半までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会を目指している。
ら	リユース	3R の一つに数えられる、繰り返し使うことでごみを減らす取組のこと。
	レジリエンス	災害等に対する強靱性の向上のこと。

第3次清瀬市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)

令和8(2026)年3月

発行 | 清瀬市

東京都清瀬市中里 5 丁目 842 番地

編集 | 清瀬市 市民環境部 環境課 環境政策係

電話番号 042-492-5111(代表) / 042-497-2099(直通)



みんなで目指す ゼロカーボンシティ清瀬